

柏 福 指 内 第 4 5 号
平成 2 6 年 3 月 2 7 日

柏原市内指定生活介護事業者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

生活介護における医師配置の取扱いについて（通知）

生活介護を実施する施設においては、指定基準等により、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとなっているところですが、平成 2 6 年 4 月より、利用者の状態像を勘案し必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することを条件として、指定基準上医師配置をしないことが可能になります。ただし、医師を配置しない場合は本体報酬が減算されることとなります。（1 日につき 1 2 単位減算）

なお、上記要件に該当し、医師を配置しない事業所につきましては、体制の変更後 1 0 日以内（平成 2 6 年 4 月からの適用に限り 4 月末まで）に変更届出等の手続きが必要となりますので、所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

平成 2 6 年 4 月以降も従前どおり医師を配置する事業所につきましては、体制等状況一覧表（介給 3）の「医師配置減算」の項目について「減算なし」と届け出たものとみなすため、変更届出等は必要ありません。

【問合せ先】

柏原市 健康福祉部 福祉指導監査課
T E L 072-971-5202（直通）